

◆ 観光税等の海外事例

類型	国名	自治体	名称	納税義務者	税率	用途
出入国	韓国	—	出国納付金	出国旅客 (2歳以上)	航空旅客：1万ウォン 船舶旅客：1千ウォン	全額観光振興基金に充当
出入国	米国	—	ESTA申請料	ビザ免除国からの 訪米外国人	14ドル	10ドル分がBrand USA (観光振興基金)に充当
航空旅行	英国	—	航空旅客税	出発航空旅客 (12歳以上)	4.44～8ユーロ	一般財源に充当
航空旅行	ドイツ	—	航空券税	出発航空旅行	8～45ユーロ	一般財源に充当 (温暖化対策が導入背景)
宿泊税	マレーシア	—	観光税	外国人観光客	10リンギット/人泊	観光産業振興基金に充当
宿泊税	スペイン	バレアレス諸島	観光環境税	宿泊客 (17歳以上)	最初の8泊：1～2ユーロ 9泊以降：通常の半額 オフシーズン：通常の半額	観光資源の保護等に充当
宿泊税	スイス	ツェルマット	訪問客税	宿泊客 (州居住者除く)	17歳以上：3フラン/1泊 6歳～16歳：1.5フラン/1泊	観光振興に充当
宿泊税	米国	ハワイ州	一時的な滞在に 対する宿泊設備税	宿泊施設事業者	10.25%	観光関連に充当(一定額) 残りは一般財源に充当
宿泊税	米国	コロラド州 バイル	地域マーケティング 区域税	宿泊客	宿泊料金の1.4%	事業の誘致及び観光振興等 に充当
レンタカー税	米国	ルイジアナ州	レンタカー税	レンタカー利用車 (29日以下)	レンタカー代金の3%	—

(観光庁「新たな観光財源の確保策について」、日本交通公社「観光振興に関わる財源確保の課題について」、米国ルイジアナ州歳入局公表資料より作成)